

平成25年第1回我孫子市農業委員会総会会議録

1. 日時場所

平成25年1月25日(金)午後3時00分

庁舎分館2階大会議室

2. 委員の現在数

18名

3. 出席委員

1番 大野木 奥 治	2番 茅 野 理
3番 根 本 勇	4番 田 口 重 幸
5番 森 正 昭	6番 印 南 宏
7番 三 須 清 一	8番 甲 斐 俊 光
9番 齐 藤 隆	10番 染 谷 智一郎
11番 新 堀 政 夫	13番 渡 辺 陽一郎
14番 渡 邊 光 雄	15番 増 田 忠 夫
17番 須 藤 喜一郎	18番 小 池 良 雄

4. 欠席委員

12番 阿 曾 敏 夫	19番 高 田 勝 禧
-------------	-------------

5. 出席事務局職員

局 長	海老原 美 宣
次 長	飯 塚 豊
次長補佐	大 野 祐 信
農地係長	落 合 敦

6. 会議に付した議案等

審議事項

議案第1号 農用地利用集積計画(案)の決定について

報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する

専決処分について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する
専決処分について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第4号 千葉県農業会議の諮問に対する回答について

報告第5号 役員会での調整内容について

議長 年が変わりました。新たな年を迎えるに当たり、委員さん方には出席ご苦勞さまで。本年もどうぞよろしく申し上げます。

それでは、ただ今から平成 25 年第 1 回我孫子市農業委員会総会を開会いたします。

本日は委員 16 名の出席をいただいておりますので、会議規則第 8 条により、会議は成立しております。

初めに、会議規則第 18 条第 2 項の規定により、本日の会議録署名委員を議長から指名させていただきます。

5 番 森正昭委員

6 番 印南宏委員

よろしく申し上げます。

次に、本日の書記には事務局職員の落合係長を指名いたします。

本日の議案について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案の説明をさせていただきます。議案書の目次をご覧いただきたいと思っております。

本日ご審議いただく案件は、議案第 1 号の 1 議案です。内容は「農用地利用集積計画（案）の決定について」。計画件数の内訳は、新規設定の 1 件と再設定の 2 件になっております。

以上、議案説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 以上で議案説明を終わります。

それでは、議案第 1 号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。本案件は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画（案）の適否についての判断を求められています。

議案第 1 号について、新堀調査会長より調査結果についての報告をお願いします。

新堀政夫調査会長 皆さん、こんにちは。それでは、議案第 1 号について調査結果を報告いたします。座ったままで失礼させていただきます。

議案書は 1 ページから 2 ページになります。議案第 1 号は農用地利用集積計画に伴う賃借権の設定でございます。整理番号 1 番は新規設定となります。整理番号 2 番から 3 番は継続による再設定となります。調査会では権利の設定を受ける者の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていることから、計画案は適当と判断し、全員一致をもって決定すべきものとの結論に至りました。

今回の計画案は設定を受ける者が 3 名、集積地 6 筆で、集積面積が 1 万 3,876m²とな

っております。また、賃借料はすべてが 10 アール当たり一等米 90kg です。

以上です。

議長 これより議案に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

ございませんか。

(なし)

これより議案第 1 号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を採決します。調査会報告は「決定相当」ということでした。決定することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第 1 号については原案どおり決定することにいたしました。

新堀調査会長は自席にお戻りください。

以上で、審議案件については終了いたしました。

続いて、報告事項に移ります。

事務局、報告をお願いします。

事務局 それでは、報告事項を報告させていただきます。

報告第 1 号と 2 号について説明させていただきます。議案書は 3 ページから 5 ページになります。この報告は市街化区域における農地転用の届出で、農業委員会事務局処務規程に基づき、事務局長が専決処分し、受理書を交付したものです。

報告第 1 号は農地法第 4 条に係る転用の届出で、2 件受理しました。用途は住宅 1 件と駐車場が 1 件となっております。

報告第 2 号は農地法第 5 条に係る転用の届出で、2 件受理しました。用途は住宅 2 件となっております。

続きまして、報告第 3 号の「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」は、議案書 6 ページの 3 件です。本件は農地法施行規則第 68 条第 1 項の規定による解約通知があったものです。

内容については、平成 23 年 12 月 5 日に農用地利用集積計画の賃借権を設定しましたが、双方合意の下、平成 24 年 12 月 6 日に解約したものです。

続きまして、報告第 4 号の「千葉県農業会議の諮問に対する回答について」は、議案書 7 ページの 1 件です。

内容につきましては、平成 24 年 12 月 27 日に諮問し、平成 25 年 1 月 11 日に開催された千葉県農業会議の結果「許可相当」との回答をいただき、1 月 15 日付けで許可書を発行いたしました。会長専決規定第 3 条の規定により報告いたします。

以上で、私からの報告事項は終わりです。

議長 報告第5号「事前審査、調査会及び総会の日程」については、平成24年12月25日に役員会を開催し、審議いたしましたので、私から報告いたします。

今までの委員の皆様と委員会運営について話をする折りに、資料の内容確認や現地確認などを行う十分な期間が欲しいとの意見を聞いています。そのため事前審査から調査会と総会の日程について検討していただくため、役員会へ提案させていただきました。その結果については事務局から報告させていただきます。

事務局 役員会の調整結果について報告させていただきます。別紙資料をご覧ください。別紙でこのマスになっているやつですね。よろしいですか。

右側が現在の総会までの流れです。毎月17日前後に事前審査を開催しております。許可申請内容等を確認しているのが事前審査です。その内容確認の翌日に議案書等を発送します。その後、総会の二日前に調査会を開催しているのが現状でございます。役員会における調整は調査会と総会の間の二日間を改めることにあります。そのため資料の左側の改正案のとおり、調査会の開催を総会の六日前後とし、十分議案原案を確認した上で調査会の翌日に総会資料を皆様に発送するとともに、現地や資料確認の時間を多くとる案とさせていただきます。併せて、事前審査については、調査会において内容審査を行うため廃止する案で調整されました。なお、変更案は調査会用の車と会議室の予約がこの時点ですととれないことから、農業委員改選後の5月から実施することも協議され、その案で進めていくことを確認されました。

以上、役員会の調整結果の報告です。

議長 以上、事務局から報告第1号から第4号までの報告と、私から第5号の報告をさせていただきます。

ただ今の報告に対してご意見がありましたら挙手を願います。

渡辺委員。

渡辺陽一郎委員 これはきちんとした文面になりますので、真ん中の開催日、総会の六日前後という言い方が合っているかどうか。前後だと総会のあと六日もあるから、この文言だとちょっと分かりにくいかと思います。文面として残すのであればもう少し分かりやすく。六日前程度というところだと六日の前に、必ず前になりますけど、前後だと後もありますので、その辺のところをもう1回文面、精査していただきたいんですけど。

議長 この前後、六日の前後、これは調整して、事務局どうですか。

事務局 六日前程度とか、いろいろ先ほどありましたようにちょっと変えさせていただきます。

議長 いいですか。

渡辺陽一郎委員 はい。

議長 そのほか何かございますか。

(なし)

それではないものと認めます。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。

以上をもちまして、我孫子市農業委員会第1回総会を閉会いたします。